

議案第142号

区役所出張所の設置並びに名称、位置及び所管区域に関する条例の一部
を改正する条例案

区役所出張所の設置並びに名称、位置及び所管区域に関する条例（昭和49年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

本則の表東住吉区役所矢田出張所の項中「矢田6丁目7番25号」を「矢田6丁目7番12号」に改め、同表中平野区役所長吉出張所の項及び平野区役所瓜破出張所の項を削る。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

東住吉区役所矢田出張所を移転し、平野区役所長吉出張所及び瓜破出張所を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

区役所出張所の設置並びに名称、位置及び所管区域に関する条例（抄）

東淀川区役所、東住吉区役所及び平野区役所に出張所を設け、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 | 所 管 区 域 |
|------------------------------|---|---|
| 省 略 | 省 略 | 省 略 |
| 東住吉区役所 矢田出張所 | 大阪市東住吉区矢田 6丁目7番 25号 12号 | 省 略 |
| <u>平野区役所</u> <u>長吉出張所</u> | <u>大阪市平野区长吉長</u> <u>原2丁目6番58号</u> | <u>平野区のうち</u> <u>長吉出戸1丁目から8丁目まで、長吉六反</u> <u>1丁目から5丁目まで、長吉長原1丁目か</u> <u>ら4丁目まで、長吉長原東1丁目から3丁</u> <u>目まで、長吉川辺1丁目から4丁目まで、</u> <u>長吉長原西1丁目から4丁目まで</u> |
| <u>平野区役所</u> <u>瓜破出張所</u> | <u>大阪市平野区瓜破7</u> <u>丁目2番7号</u> | <u>平野区のうち</u> <u>瓜破西1丁目から3丁目まで、瓜破1丁目</u> <u>から7丁目まで、瓜破南1丁目及び2丁目、</u> <u>瓜破東1丁目から8丁目まで</u> |
| 省 略 | 省 略 | 省 略 |